

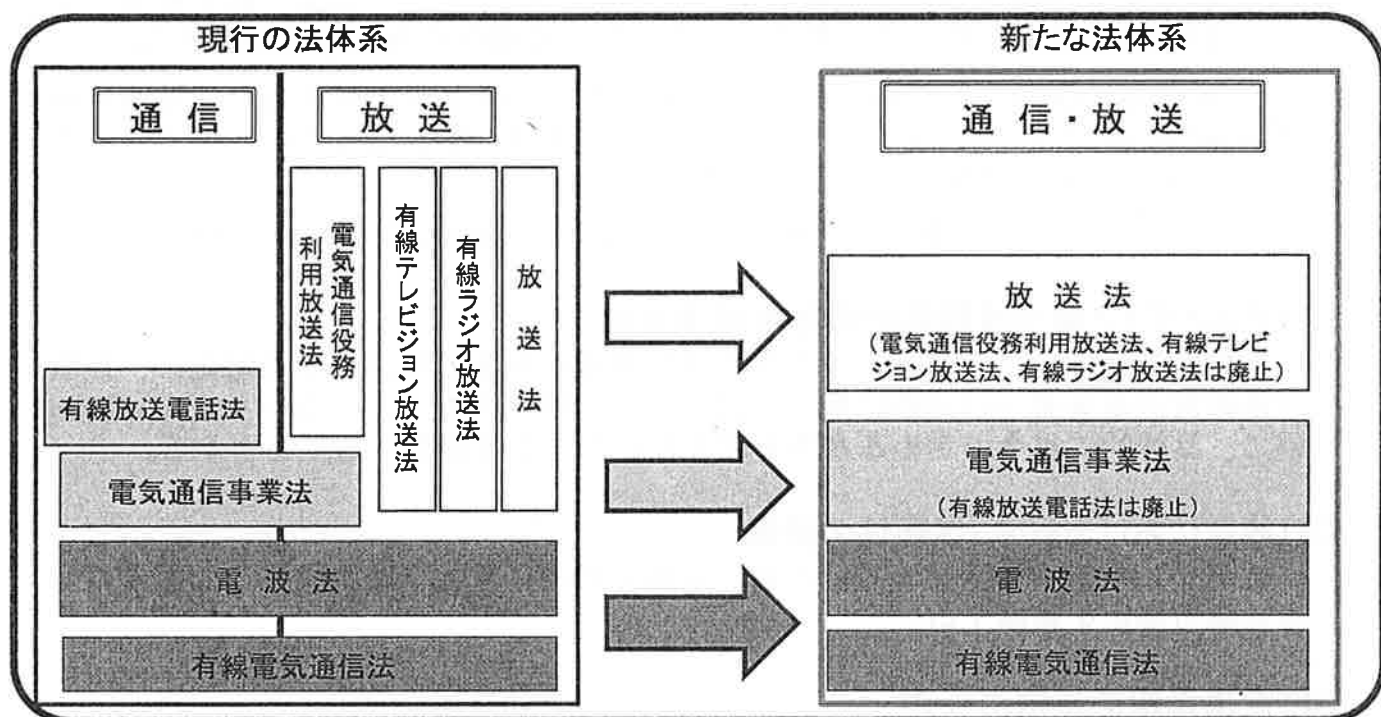
放送法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行う。

改正事項

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化

(3) 電気通信事業法改正関係

- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

施行期日

公布の日から1年以内の政令で定める日

ただし、免許不要局の拡大等については6ヶ月以内、電波監理審議会による意見聴取の任意化等については3ヶ月以内のそれぞれの政令で定める日、電気通信紛争処理委員会の委員の資格要件の追加等については公布の日とする。

改正概要

1. 放送法改正関係

(1) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化

- ① 放送について、「基幹放送」（放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送）と「一般放送」（基幹放送以外の放送）という区分を設ける。
- ② 基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者のためには「免許」のみで足りる現行の制度も併存させる。
- ③ 一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送について、現行法で「許可」、「登録」等となっている参入に係る制度を見直し、「登録」を原則とする制度に統合する^(注)。

(注) 一般放送のうち有線ラジオ放送等については、「届出」により参入可能とする。

(2) マスメディア集中排除原則の基本の法定化

基幹放送についてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内（1/10～1/3）において、具体的に省令で定める水準を超えないことを原則とすることとする。

(3) 放送における安全・信頼性の確保

放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告に係る規定を整備する。

(4) 放送番組の種別の公表

番組調和原則の適用を受ける基幹放送^(注)について、放送番組の種別の公表に係る規定を整備する。

(注) 総合編成を行う基幹放送であり、地上テレビジョン放送や一部のBS放送が該当する。

(5) 有料放送における提供条件の説明等

有料基幹放送の約款の認可を届出に緩和し、かつ有料一般放送の約款の届出を撤廃する一方、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。

(6) 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備する。

(7) その他

放送関連4法の統合に伴う放送の定義及び電波監理審議会の事務の整理並びにNHKの経営委員会に係る規定の改正等の所要の規定の整備を行う。

2. 電波法改正関係

(1) 通信・放送両用無線局の制度の整備

無線局の主たる目的に支障のない範囲で、1つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を改正するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。

(2) 免許不要局の拡大

免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直す。

(3) 携帯電話基地局の免許の包括化

携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合は基地局ごとの個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

(4) その他

技術基準策定の申出制度の導入、電波監理審議会による意見聴取の任意化、無線局の定期検査制度の見直し、無線局に係る外資規制の見直し、技術基準適合命令制度の導入等を行うとともに、放送関連4法の統合に伴う規定の整備を行う。

3. 電気通信事業法改正関係

(1) 紛争処理機能の拡充

コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会（電気通信事業紛争処理委員会から改称）のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能の拡充を図る。

(2) 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性を担保し、競争事業者の多様なサービスの展開を促進する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付ける。

(3) その他

基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をすることについて電波法の免許を受けて行われる電気通信業務については、電気通信事業法における参入手続を届出とするとともに、放送関連4法の統合及び有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整備（現に有線放送電話業務を行う者への経過措置を含む）を行う。

4. 附則

附則の検討の条項において、政府は、この法律の施行後3年以内に、マスメディア集中排除原則の制度の在り方について、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係（いわゆるクロスメディア所有規制）の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等と規定する。

放送法等の一部を改正する法律案要綱

第一 放送法の一部改正関係

一 定義に関する事項

(第二条関係)

1 放送の定義を、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)とすること。

2 放送事業者の定義を、基幹放送事業者及び一般放送事業者とすること。

3 その他の定義規定の整備をすること。

二 放送番組の編集等に関する通則に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の放送番組審議機関を組織する委員の員数について、七人未満の員数以上とすること。

2 その他規定の整備をすること。

三 日本放送協会に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 協会国際衛星放送の定義を、日本放送協会が外国において受信されることを目的として基幹放送をする無線局（以下「基幹放送局」という。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）とすること。

2 経営委員会を、委員十二人及び会長をもって組織することとし、経営委員会の議事は、監査委員会の職務執行に必要な事項や役員の報酬等に関するもののほか、出席者の過半数をもって決することとする。するとともに、経営委員会の委員、会長、副会長及び理事の欠格事由の一部を改めることとすること。

四 基幹放送に関する事項

(第一条及び第二条関係)

1 基幹放送の定義を、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送とすること。

2 認定基幹放送事業者の定義を、基幹放送の業務を行うために総務大臣の認定を受けた者とすること。

3 特定地上基幹放送事業者の定義を、電波法の規定により自己の地上基幹放送（基幹放送であつて、

人工衛星の放送局を用いて行われるもの及び自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とするものを除く。）の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者とする事。

4 基幹放送事業者の定義を、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者とする事。

5 基幹放送局提供事業者の定義を、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものとする事。

6 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとする事。

7 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、総務大臣の認定を受けなければならないこととする事。

8 基幹放送の業務の認定において、当該業務を行おうとする者が他の基幹放送事業者に対して支配関

係を有する者に該当しないこと等、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合でなければならぬこととする。この場合、「支配関係」とは、一の者が有する法人等の議決権の数の当該法人等の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係等に該当する関係とすること。

9 特定地上基幹放送事業者が分割をした場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなすこととする。

10 認定基幹放送事業者は基幹放送の業務に用いる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）を、特定地上基幹放送事業者は自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を、基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備を技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。

11 認定基幹放送事業者は基幹放送設備に、特定地上基幹放送事業者は特定地上基幹放送局等設備に、

基幹放送局提供事業者は基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならないこととする。

12 総務大臣は、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備が技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するようにそれらを改善すべきことを命ずることができることとする。

13 総務大臣は、技術基準適合維持義務、重大事故の報告義務、設備の改善命令の施行に必要な限度において、基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送設備等の状況等の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備等を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備等を検査させることができることとする。

14 基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるものは、基幹放送局設備及び特定地上基幹放送局等設備を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況等を公表しなければならないこととする。

15 その他規定の整備をすること。